

## 国際調理製菓専門学校 履修に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、国際調理製菓専門学校の授業時間編成を規定するとともに、講義、実習、期末試験に関し必要事項を定めることを目的とする。

(授業時間編成)

第2条 本学の授業時限は下記を原則とする。

時限	調理師・製菓衛生師養成課程 授 業 時 間	時限	栄 養 士 養 成 課 程 授 業 時 間
S H R	9 時 20 分 ～ 9 時 30 分	S H R	9 時 20 分 ～ 9 時 30 分
1 時間目	9 時 30 分 ～ 10 時 20 分	1 時間目	9 時 30 分 ～ 11 時 00 分
2 時間目	10 時 30 分 ～ 11 時 20 分	2 時間目	11 時 10 分 ～ 12 時 40 分
3 時間目	11 時 30 分 ～ 12 時 20 分	昼休み	12 時 40 分 ～ 13 時 20 分
昼休み	12 時 20 分 ～ 13 時 20 分	3 時間目	13 時 20 分 ～ 14 時 50 分
4 時間目	13 時 20 分 ～ 14 時 10 分	4 時間目	15 時 00 分 ～ 16 時 30 分
5 時間目	14 時 20 分 ～ 15 時 10 分		
6 時間目	15 時 20 分 ～ 16 時 10 分		
7 時間目	16 時 20 分 ～ 17 時 10 分		

(期末試験)

第3条 前期と後期の授業終了時に各自の習得レベル、単位認定のために実施する。

(受験資格)

第4条 期末試験が受験できる者は、次の各号の全てを満たしていなければならない。

- 1) 各学科合計時間の80%以上の出席および不足時間全ての補講消化をしていること。
- 2) 授業料等納入済みであること。

(科目試験の方法)

第5条 期末試験の方法は、筆記試験、実技試験のいずれか、もしくは併用とする。

第6条 期末試験の時間割は、試験実施日の遅くとも1週間前までに発表する。

第7条 1科目について100点満点とし、60点に満たない場合は不合格とする。

第8条 成績評価の表示は次のとおりとする。

- ・「S」 95点以上
- ・「A」 80点以上
- ・「B」 70点以上80点未満
- ・「C」 60点以上70点未満
- ・「D」 60点未満

(追試験)

第9条 期末試験の結果、不合格となった者については追試験を行い学習の機会を与える。

この場合において前試験時に不正行為のあった者、故意に試験放棄した者は受験資格を失うものとする。

- 2 追試験の成績は80点以上(栄養士学科は60点以上)とする。ただし、80点(栄養士学科は60点)以上であっても評価はC評価とする
- 3 追試験を受ける者は、追試験定数を所定の期限までに納入しなければならない。

(認定試験)

第10条 期末試験が更に不合格となった場合については認定試験を行うこととする。

実施ルールについては期末試験に準ずることとする。